# 入札公告

社会福祉法人さくら会理事長 塩田 吉宣

一般競争入札を 次の通り実施します。

#### 1. 入札内容

(1)件名

特別養護老人ホーム オーシャンビュー勝浦 備品購入

(2)納入場所

千葉県勝浦市部原1930-3

- (3)入札内容
- ①事務什器・電動ベッド・介護備品等
- ②厨房設備·洗濯設備·特殊浴槽等
- (4)納入期限2025年4月まで

#### 2. 入札参加資格

以下に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1)令和6·7年度千葉県入札参加業者適格者名簿(物品)に登録され、AまたはB等級に格付けされている者であること。
- (2) 医療・介護福祉施設に納入実績があり、メンテナス及びアフターサービス体制が確立されている 企業及び会社であること。
- (3)納入後の点検、修理、部品供給を適切かつ迅速に行う体制を有すること。
- (4)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5)この公告日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (6)この公告日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準 (昭和57年12月1日施行)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置 要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (7) 千葉県の物品等競争入札参加資格を有する登録業者であり、千葉県内に本店又は支店を有する会社であること。

## 3. 入札方法等

(1) 入札方法 一般競争入札

(2) 予定価格 有 (非公表)

(3) 最低制限価格 無

(4) 入札保証金 無

(5) 契約保証金 無

## 4. 入札参加申請手続

(1)受付期間

公告日より 2024年12月23日(月) 午後14:00までとする。

- (2)提出書類
  - ① 一般競争入札参加資格確認申請書
  - ② 令和6・7年度千葉県入札参加業者適格者名簿(物品)の写し
  - ③ 担当者名刺
- (3)提出方法

提出先に郵送

(4)提出先

〒299-5212 千葉県勝浦市蟹田88

社会福法人 さくら会 特別養護老人ホーム勝浦総野園 (担当:藤平・植村)

E-mail:fusa1974jimu2@leaf.ocn.ne.jp

TEL 0470-77-0005

※問い合わせは、原則Eメールにてお願いいたします。

## 5. 入札参加資格等確認通知の連絡

- (1)入札参加資格確認の結果を 2024年12月25日(水)までにメールにて通知する。
- (2)入札参加資格ありと確認された業者には、入札書等書式及び仕様書を Eメールにより、配布をする。

## 6. 仕様書等に関する質疑及び回答

- (1)質疑受付期間 2025年1月6日(月) 午後14:00までとする。
- (2)質疑提出方法

質疑回答書に 会社名・担当者名を記載の上 4-(4)の提出先のEメールアドレスまで、送信のこと。 (電話・FAX・訪問等での質疑は、一切認めない)

(3) 質疑に対する回答 2025年1月14日(火)までに 原則としてすべての入札参加者へ Eメールにて回答する。

#### 7. 入札及び開札の日程

- (1)日時 2025年1月17日(金) 15:00より
- ①事務什器・電動ベッド・介護備品等 15:00 開始予定時刻
- ②厨房設備・洗濯設備・特殊浴槽等 15:30 開始予定時刻
- (2)場所 〒299-5235千葉県勝浦市出水1221 医療法人SHIODA 塩田病院 B棟10階 講堂

## 8. 落札者の決定

- (1)予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2)予定価格内で入札をした者がいない場合は、再度入札を実施する。 (再度入札は、2回までとする。)
- (3)入札で落札者がいない場合は、最低価格で入札した者に意思がある場合 交渉による 随意契約を行なうものとする。 随意契約であっても契約額は、予定価格の範囲内であること。
- (4) 落札者とすべき同額の入札を2社以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。 その場合のくじを引き順番は、五十音順により早い会社名称のものから行うものとする。

## 9. 入札の条件等

- (1)代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (2)入札書は、封筒に開札日・件名・差出人の住所・会社名を記入して 押印・割印を押した封筒に入れ封かんして、入札箱に投函する。
- (3)郵送での入札は、認めない。
- (4) 落札にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に 相当する額を 加算した額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を 切り捨てた金額を もって落札価格とするので、入札者は 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者で あるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を 入札書に記載すること。但し、非課税商品については消費税相当額を加算しない。
- (5)入札を辞退する時は、入札辞退届を 4-4提出先 Eメールアドレスに提出すること。
- (6)談合等不正行為を行わない旨の誓約書を 入札当日に提出すること。
- (7) 下記の各号に該当する入札は、無効とする。
  - ① 入札に参加する資格がない者が入札した場合。
  - ② 郵便、電報、電話及びFAX、Eメールにより、入札書を提出した場合。
  - ③ 談合、その他不正行為があった認められるとき。
  - ④ 次に掲げる入札をした場合。
    - ア 入札書の押印がないもの。
    - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印がないもの。
    - ウ 押印される印影が明らかでないもの。
    - エ 記載すべき事項の記入がないもの または記入した事項が明らかでないもの。
    - オ代理人で委任状を提出しない者がしたもの。